

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため旅行する本会の役員、各種委員会の委員及び職員（以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 出張 職員等が職務のため一時その在勤所又はその住所及び居住を離れて旅行することをいう。
- (2) 役員等 本会の理事及び監事、評議員の職にある者をいう。
- (3) 委員 本会の定款の規定による委員及び規則、規程等により設置された各種委員会等の委員をいう。
- (4) 職員 就業規則第2条に規定する職員をいう。
- (5) 職員等以外の者 本会の業務を遂行するため、第4条の規定により旅行依頼をされた者をいう。
- (6) 在勤地 事業所の所在する地域をいう。

(旅費支給)

第3条 職員等が出張した場合、当該職員等に対し旅費を支給する。

- 2 職員等以外の者が本会の依頼に応じ、本会の業務遂行のため旅行した場合にはその者に対し旅費を支給する。
- 3 職員等が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族に支給する。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、会長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行うものとする。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 前項第1号の旅行命令を発する場合は、支出負担行為票（別記第1号様式）によって行わなければならない。
- 3 第1項第2号に規定する旅行依頼を行う場合は、支出負担行為票（旅行命令）に「旅行依頼」の表示をするものとする。

(旅行命令等の変更)

第5条 旅行命令権者は既に発した旅行命令等を変更（取り消しを含む。以下同じ。）する必要がある場合、又は第6条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 2 前項に規定する旅行命令等の変更をする場合は、変更前の旅行命令票等を添付して、新たな出張伺により旅行命令権者から旅行命令の変更の決裁を受けなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は前項の規定による旅行命令等の変更の申請のいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請はしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類及び額)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1日当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法に従って旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書き及び前項の規定により計算した日数による。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地にいたる旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅費については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続き)

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅行の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後1週間以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金及び特別車料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか次に規定する急行料金
 - ア 前1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、1等の急行料金
 - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
- (4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3等級に区分する船舶による旅行の場合には、会長については上級の運賃、副会長以下の職務にある者については中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金又は公用車の航送料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金又は公用車の航送料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか特別

船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、全各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路線を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の距離の範囲内及び別表第1の2に掲げる地域における旅行の場合の日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。ただし、公用車を利用して旅行した場合は、陸路1キロメートルを鉄道1キロメートルとみなす。
- 4 別表第1の3に掲げる地域における旅行の場合の日当は、第1項の規定にかかわらず、支給しない。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(旅行依頼による旅費)

第21条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、その都度会長が定めるものとする。

(市内旅行の旅費)

第 22 条 市内の旅行における旅費については、片道 2 キロメートル以上の旅行について別表第 2 に定めるところにより計算した旅費を支給する。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第 23 条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道 100 キロメートル、水路 50 キロメートル又は陸路 25 キロメートル以上の旅行の場合には、第 14 条又は第 17 条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災やむを得ない事情により特に多額の船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の船賃又は車賃

(旅費の調整)

第 24 条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第 25 条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号、以下「法律」という。）第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する理由がある場合において、この規程の規定による旅費支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が法律）第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として、支給するものとする。

(その他)

第 26 条 この規程に関し必要な事項は、会長が定める。

第 27 条 旅費については、この規程に定めのない事項については、志布志市職員等の旅費に関する条例を準用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1 の変更)

別表第1（第14条～第20条関係）

日当、宿泊及び食卓料

区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	県外	県内	県外	県内	
会長	0	0	13,100	11,800	2,600
役員等	0	0	13,100	11,800	2,600
職員	0	0	10,900	9,800	2,200
職員等以外の者	2,200	1,800	10,900	9,800	2,200

備考 日当及び宿泊料の欄中「甲地方」とは鹿児島県の地域を除く地域（外国を除く。）をいい、「乙地方」とは鹿児島県の地域をいう。ただし、次の地域に旅行した場合は、乙地方の旅とみなす。

宮崎県宮崎市 小林市 綾町 高原町 日南市（北郷町の区域に限る。）
固定宿泊施設に宿泊しない場合には、甲地方に宿泊したものとみなす。

別表第1の2（第18条関係）

日当（定額の2分の1の地域）

鹿屋市（輝北町の区域を除く。）、垂水市 霧島市 肝付町 南大隅町 錦江町 宮崎県都城市 日南市（北郷町の区域を除く） 三股町
--

別表第1の3（第18条関係）

日当を支給しない地域

曾於市 大崎町 東串良町 鹿屋市輝北町の区域 宮崎県串間市

別表第2（第22条関係）

市内旅行における旅費

勤務地	距離	地域（自治会）
本所（志布志）		（志布志市職員等の旅費に関する条例を準用）
松山支所		（志布志市職員等の旅費に関する条例を準用）
有明支所		（志布志市職員等の旅費に関する条例を準用）

備考 勤務地に出向かず居住地から出張した場合は、居住地の自治会をもって勤務地とみなす。

関係法律条文抜粋（第26条関係）

労働基準法

（労働条件の明示）

第15条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対し賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

2 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

（帰郷旅費）

第64条 満18歳に満たない者が解雇の日から14日以内に帰郷する場合には、使用者は、必要な旅費負担をしなければならない。ただし、満18歳に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。